

業務仕様書

1 業務名

CGデザイナー¹及びゲームプログラマーインターンシップ業務

2 事業背景及び業務目的

札幌市では、「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例」に基づき、2016年に札幌市映像活用推進プラン²(以下「プラン」という)を定め、映像産業の振興に取り組んできた。2022年3月に策定した第2期プランでは、近年のアニメ・ゲーム市場の拡大を受け、札幌市内に集積するCG制作等を行う企業(以下「CG関連企業」という。)及び教育機関の力を更に引き出し、同分野の産業振興や企業誘致につなげていくこととしている。

現在、市内CG関連企業の人材獲得ニーズは高まっている。加えて、市外のCG関連企業も札幌の人材供給力に着目しており、札幌に制作拠点を構えた企業や今後の進出を検討している企業が増えている。しかしながら、CG制作を学ぶ学生の約6割が道外に就職しており、市内のCG関連産業を成長させていくにあたって、人材の流出は大きな課題となっている。

この課題を解決するため、市内CG関連企業と学生を結ぶインターンシップ・職場体験(以下「インターンシップ」という。)を実施し、市内CG関連企業で働くことの魅力を学生に知ってもらうとともに、保護者や高校の教員などにもCG関連業界を正しく理解していただくことで、市内のCG関連企業と人材をより密接に結びつけること目的とするものである。

3 業務履行期間

契約締結日から2024(令和6)年3月15日まで

4 業務内容

本業務における運営事業者に求める業務は次の通りである。また、事業実施にあたっては、効率的かつ効果的に進めるため、事業計画書を策定すること。なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

(1) インターンシップの企画運営

専門学校生、大学生、大学院生、短期大学生、高校生、アニメ・ゲームを専門的に学ぶスクールに通う学生³(以下、「学生等⁴」という。)と市内CG関連企業を対象としたインターンシップの企画運営を中心とし、インターンシップがより効率的かつ効果的

¹ CGはコンピュータグラフィックスの略称。CGデザイナーとは、コンピュータと専用のソフトを用いて、2次元または3次元のグラフィックスを制作する職種を指す

² 札幌市映像活用推進プランはHP参照(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou2.html>)

³ 都道府県知事から、学校としての認可を受けてはいないが、アニメ・ゲーム等の学部や学科を有しかつ既にCG関連企業への就職実績があるスクール(学院)などで学んでいる学生のこと。例：代々木アニメーション学院等

⁴ 学生等は市内に限るものではない。

に実施されるための説明会等の業務を行うこと。

ア 事前説明会等の開催

インターンシップへの参加を検討している学生等に向けて、インターンシップを効率的かつ効果的に活用してもらうための事前説明会等を行うこと。説明会の内容は、受入企業の企業概要と企業ごとのインターンシップ内容を説明する構成とすること。受入企業自身が説明会等に参加して、学生に対して直接説明することが望ましい。

- (ア) 実施回数、時期、場所、方法(オンライン、オンサイト)などは問わない。
- (イ) 参加費は無料とする。
- (ウ) 説明会等への参加は事前受付によることを基本とし、参加者の募集・参加者情報の収集と管理を行うこと。
- (エ) 説明会等の実施後は、参加した学生等に対して、インターンシップへの参加に誘導すること。
- (オ) 事前説明会等について、事前に受入企業と打ち合わせを行うこと。
- (カ) 事前説明会等がスムーズに進行するよう、運営体制を整えること。

イ 学生の成長を支援する授業の実施

C G 関連業界への就職を目指す学生等に向けて、C G 関連業界への就職に役立つスキルアップや業界認知を目的とした取り組みを行い、学生等の意欲向上を図ること。

- (ア) 授業方法は、セミナーや説明会等の実施、動画や紙でのマニュアル制作など手段は問わない。
- (イ) これら、マニュアルやセミナーは無償で提供、もしくは公開すること。
- (ウ) 内容等は問わないが、ポートフォリオの作成方法、C G 関連企業が求める能力(社会性、C G 制作ソフト使用スキル)、インターンシップの考え方など、今の学生等が持っている課題に即した授業・マニュアル内容にすること。

ウ インターンシップの実施

C G デザイナー及びゲームプログラマーインターンシップとは、学生等が、自分の選考や将来のキャリアと関連した就業体験を、C G 関連企業にて一定期間行うことであり、学生等と受入企業が双方にメリットを感じるインターンシップを企画し実施すること。なお、インターンシップ期間中だけでなく、その前後のフォローアップも行うこと。

- (ア) インターンシップが効率的かつ効果的に実施されるよう、参加者及び受入企業に対する支援をきめ細やかに行うこと。
- (イ) インターンシップの受入企業、参加学校等の開拓に努めること。なお、受入企業は、札幌市内に本社又は事業所を有するC G 関連企業とし、8 社程度を想定する。しかし上限を設けるものではない。
- (ウ) インターンシッププログラムについては、各受入企業の実施担当者と十分に

打ち合わせ（プログラム内容・受入人数・受入時期⁵・受入日数・受入環境等）を行い、CG関連企業・学生等双方に有益なものになるよう、各受入企業と相談の上決定すること。なお、インターンシップの類型⁶を整理した上で、参加者に分かりやすい形で周知すること。

- (エ) 受入企業、参加者のインターンシップへの参加費は無料とする。
- (オ) 学生等を受け入れる企業が学生等を選考する際の補助及び受入企業とのマッチングをすること。
- (カ) 札幌市外からの参加者のために、宿泊施設の確保をすること（委託費に見込むこと）。
- (キ) 学生等のインターンシップへの参加者数について、委託者側で上限は設けない。なお、学生等は市内在住の方に限らない。
- (ク) インターンシップ時の傷害保険等（インターンシップ保険）への加入は、参加学生自身が手続きする必要があるため、受託者側で包括的な傷害保険等への加入は行わないが、受入企業のリスクを補償するため、インターンシップ参加条件等に入れるなどし、学生等には加入を促すこと。
- (ケ) 道外学生が札幌でのインターンシップに参加する際に活用できる補助制度の活用を推奨すること。

<https://www.sapporo-ui.com/assist/>（札幌 UI 就職ナビ：参加する学生の交通費補助）

エ 事後研修会（振り返り）の開催

インターンシップで得られた成果や課題を参加者で共有するための事後研修（振り返り）を行うこと。

- (ア) 実施回数、時期、場所、方法（オンライン、オンサイト）などは問わない。
- (イ) 参加費は無料とする。
- (ウ) 事後研修会への参加は事前受付によることを基本とし、参加者の募集・参加者情報の収集と管理を行うこと。
- (エ) 事後研修会がスムーズに進行するよう、運営体制を整えること。

オ インターンシップコーディネーター⁷（以下「コーディネーター」という。）の設置

受入企業と参加者に対して、専門知識と経験で培ったアドバイスとヒアリングを行い、効率的かつ効果的なインターンシップの企画と運営ができるコーディネーターを1名以上設置し、本事業の企画及び運営業務を実施する。なお、コーディネーターに求める能力や業務内容は以下のとおりである。

⁵ インターンシップ期間は学生等の夏季休暇などと重なる7月～9月での実施を想定しているが、受入企業の希望を優先した時期で実施すること。

⁶ インターンシップの類型の定義は、受託者側で定義すること。（例1:体験中心型、実践中心型）（例2:就職直結型、業界貢献型）（例3:会社ツアー型、グループワーク型、事業参加型）また受入企業が参加しやすい名称や内容を優先することとし、「インターンシップ募集」や「職場体験募集」など表現の使い分けなどの工夫を凝らすこと。

⁷ インターンシップコーディネーターは、本事業における造語であり、インターンシップを人材もしくはCG関連業界のいずれかの面から、より専門的な見識を持って見ることが出来る者をさす

- (ア) コーディネーターは、人材業界、ＣＧ関連業界のいずれかの見識を持つ者、もしくはキャリアカウンセラー⁸有資格者(またはキャリアアドバイザーとして実務経験のある者)を配置すること。なお、受託者の内部にこれらの知識・経験を有する者がいれば、外注する必要はない。それ以外の者を設置する場合は委託者と協議すること。
- (イ) コーディネーターは、参加を予定している受入企業の人材雇用に関する現状や課題をヒアリングすること。インターンシップに懸念を持っているＣＧ関連企業に関しては、インターンシップが自社のメリットになることを訴求すること。
- (ウ) コーディネーターは、学生等がインターンシップに参加しやすい環境作りをすること。学生等から個別に質問や相談があった場合は、助言や指導をすること。
- (エ) 受入企業や参加者の情報は、委託者と常に共有すること。
- (カ) インターンシップ開催後も受入企業と参加者ともにフォローアップを行い、次年度以降のインターンシップや雇用に繋がるよう配慮すること。
- (キ) 本事業の進捗等の全体管理を行い、委託者とコミュニケーションを取り、スムーズかつ透明性のある事業になるよう努めること。

(2) 業界説明会

ＣＧデザイナー育成コースを持つ道内の教育機関ブースと道内のＣＧ関連企業ブースを設置した業界説明会イベントを実施すること。

ア 企画、事前準備、当日の運営などを行うこと。

イ ブース出展も含め参加料は無料とする。

ウ リアル開催で、インターンシップ実施後に開催すること。実施回数、場所は問わない。

エ 教育機関ブースには、進路先として考えている中学生、高校生などの参加を想定している。

オ ＣＧ関連企業ブースには、就職を目指す高校生、専門学校生、大学生などの参加を想定している。

カ 企業説明会イベントでは、1つ以上のセミナーを開催すること。セミナーの内容や時間等は問わないが、学生等がアニメ・ゲーム業界への興味が高まるセミナーにするよう努めること。

キ 企業説明会やセミナー等には、学生等の保護者や教員にも積極的に参加をしてもらい、ＣＧ関連業界の現状や魅力を伝える内容も盛り込むこと。

(3) 学校とＣＧ関連企業の交流会の開催

学校側(主にＣＧ系で教鞭を取っている先生及びキャリアセンター担当者)とＣＧ関連企業が情報交換とネットワーク構築出来る場面を設けること。

ア 方法や時期などは問わない。

イ 業界説明会内や他イベント、セミナー等と併設して実施するなど、単独での開催に限るものではない。

(4) 募集と告知、特設ランディングページ(以下「ＬＰ」という。)の設置

⁸ 相談者との対話を通して、個人にとって望ましいキャリアの選択・開発を支援するキャリア形成の専門家。国家資格であるキャリアコンサルタント試験に合格した者になることが出来る。

事前説明会、インターンシップ、業界説明会、事後研修会、セミナー等の開催や参加者や受入企業の募集について、広く周知し、参加者が増えるよう工夫をすること。

ア 各種広報ツール(申込フォーム、リーフレット、ポスター、バナー、WEB 広告用デザインや動画など)の制作をすること。

イ 本事業における各種宣伝物には以下のロゴを入れ込むこと。なお、ロゴカラーは委託者と相談の上、変更することができる。



ウ キャッチコピー（タイトル）は、「さっぽろCGクリエイター育成プロジェクト」を使用すること。

エ ロゴとキャッチコピーは次年度以降も継続して活用するため、広く市民に浸透するよう努めること。

オ 複数のWEB広告媒体を可能な限り活用する等、より多くの対象者に周知できるように広範囲をカバーできる告知・募集を行うこと

カ WEB広告掲載中は都度効果測定・分析を行い、ユーザーアクションの最大化を図るよう運用すること。

キ 委託者のドメイン上に、年間を通して情報を発信できるLPを新設し、LP内の参加応募フォームから申込をする形にすること。

ク LPは、インターンシップの概要や参加するメリットが十分に訪問者に伝わる内容で構築し、コンバージョン率の最大化を図ること。またインターンシップ事前説明会及び成長を支援する授業セミナーや企業紹介等の取り組みはアーカイブ動画として札幌フィルムコミッションのYoutubeチャンネルへ保存し、LP内での閲覧もしくは誘導リンクを貼り付け、年間を通して閲覧できる工夫を行うこと。

ケ 昨年度制作したトレーラーを必要に応じて活用し、受入企業、学校等の理解を促すとともに、参加者の募集に努めること。（例：LPへの掲載、企業・学校訪問時のレクチャーでの活用、事前説明会での放映など）

コ 受託者は受入企業、学校等との連携体制を構築し、事業周知および参加勧奨を行うこと。

サ 上記手法に加えて、企業や学校への個別訪問、電話でのアポイント、他イベント参加、DM発送、投げ込み、外部情報求人サイト・外部インターンシップ情報発信サイトでの掲載など、必要であれば実施し、事前提案した参加者数に到達するよう努めること。

(5) 相談、問い合わせ窓口の設置

ア 「さっぽろCGクリエイター育成プロジェクト事務局」として、CG関連企業や学生等からの相談に対応する窓口を設置すること。

イ 窓口は、受託者事務所内に設置し、相談・問い合わせが受けられる体制とすること。

ウ 相談・問い合わせに必要な電話、パソコン、オンライン環境については、受託者が用意すること。

エ 各種広報ツールやLPには、相談・問い合わせ先を記載すること。

オ 窓口の開設時間は、休日を除く平日の午前9時から午後5時までを基本として設定すること。

(6) 報告書の作成とフォローアップ

ア 委託者向けの業務概要をまとめた報告書の作成をすること。

イ 次年度に同様の事業実施を予定していることから、学生等やCG関連企業の参加促進に資する概要版報告書と一連の取り組みをまとめた動画トレーラーを作成すること。なお、これらの概要版と動画トレーラーは、外部公開向けとして財団HPや企業・学生募集ページ、関連イベント等で公開・放映することを想定する。

ウ インターンシップ参加者や業界説明会参加者に対して、アンケート等を用いて実態把握を行うこと。なお、アンケート項目は契約締結後に委託者と協議のうえ決定する。また本事業で実施したイベント等はすべてアーカイブ化し、作成された動画・画像素材・パンフレット・プログラム講義資料等とともにデータ等で提出すること。

エ 報告書にはアンケートの実施などを通じた事業の改善点、WEB広告アクセスデータによる本事業への関心度の検証、インターンシップを通じた就職状況などを盛り込むこと。

オ 業務委託期間中に、本事業に関わった学生等のCG関連企業への雇用が決定した場合は、報告書に入れ込むこと。

5 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として、業務完了後に一括して支払う。

6 業務の実施が困難になった場合等の取扱い

新型コロナウイルス感染症等への対策などの事情により、業務の実施が困難になった場合、又は計画と参加人数に大幅な変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容や契約額の変更等を伴う契約改定を行うものとする。

7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター
一般財団法人さっぽろ産業振興財団

クリエイティブ産業振興部 クリエイティブ産業振興課 佐藤

電話：011-817-5711 E-mail：info@screensapporo.jp